

## 新たな防火規制区域の拡大について

地震時における地域危険度の高い地域や木造住宅密集地域について、新たな防火規制区域を拡大する。

### 1 新たな防火規制区域の拡大地域について

新たな防火規制とは、東京都建築安全条例第7条の3の規定による防火規制であり、建築物の建替えにより、耐火性能の高い建築物へ誘導することを目的としている。

(※図1参照)

「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)(東京都)」では、火災危険度ランク4以上に指定されている地区は16町丁目であった。そのうち、新たな防火規制区域に指定されていない地域は8町丁目であった。また、「防災都市づくり推進計画(東京都)」(令和2年3月)では木造住宅密集地域は26町丁目抽出されている。そのうち新たな防火規制が指定されておらず、補正不燃領域率が60%に達していない地域は14町丁目であった。これらの地域は、地震災害時において火災による延焼の危険性が高いため、新たな防火規制の導入により耐火性の高い建物へ誘導し不燃化の促進を図る。

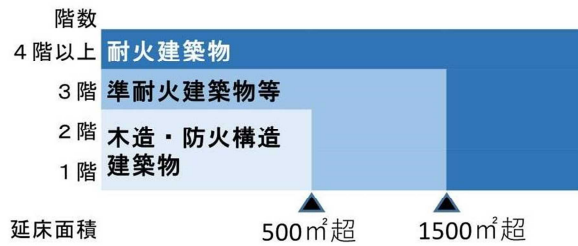
#### 【新たな防火規制区域の拡大検討地域】(※図2参照)

町丁目	火災危険度4	木造住宅密集地域	補正不燃領域率(%) 令和4年(中野区算出)
本町二丁目	○	○	59.1
本町四丁目	○	○	55.7
本町六丁目	○	○	51.9
中央三丁目		○	59.3
中央四丁目	○	○	55.3
中央五丁目		○	60.8
中野一丁目	○	○	56.7
上高田一丁目	○	○	51.1
上高田三丁目の一部		○	55.1
沼袋一丁目の一部		○	53.8
沼袋二丁目		○	58.3
沼袋三丁目の一部		○	56.0
沼袋四丁目		○	49.3
鷺宮三丁目		○	62.8
鷺宮四丁目		○	55.5
若宮一丁目	○	○	39.0
若宮二丁目	○		38.2
若宮三丁目		※	56.1

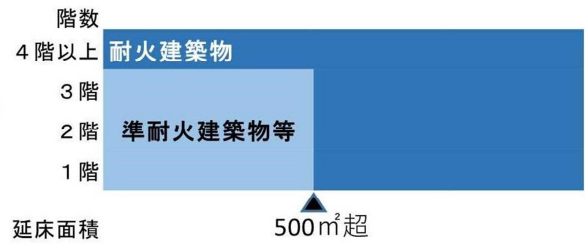
※不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域

## 【新たな防火規制の内容（※図1）】

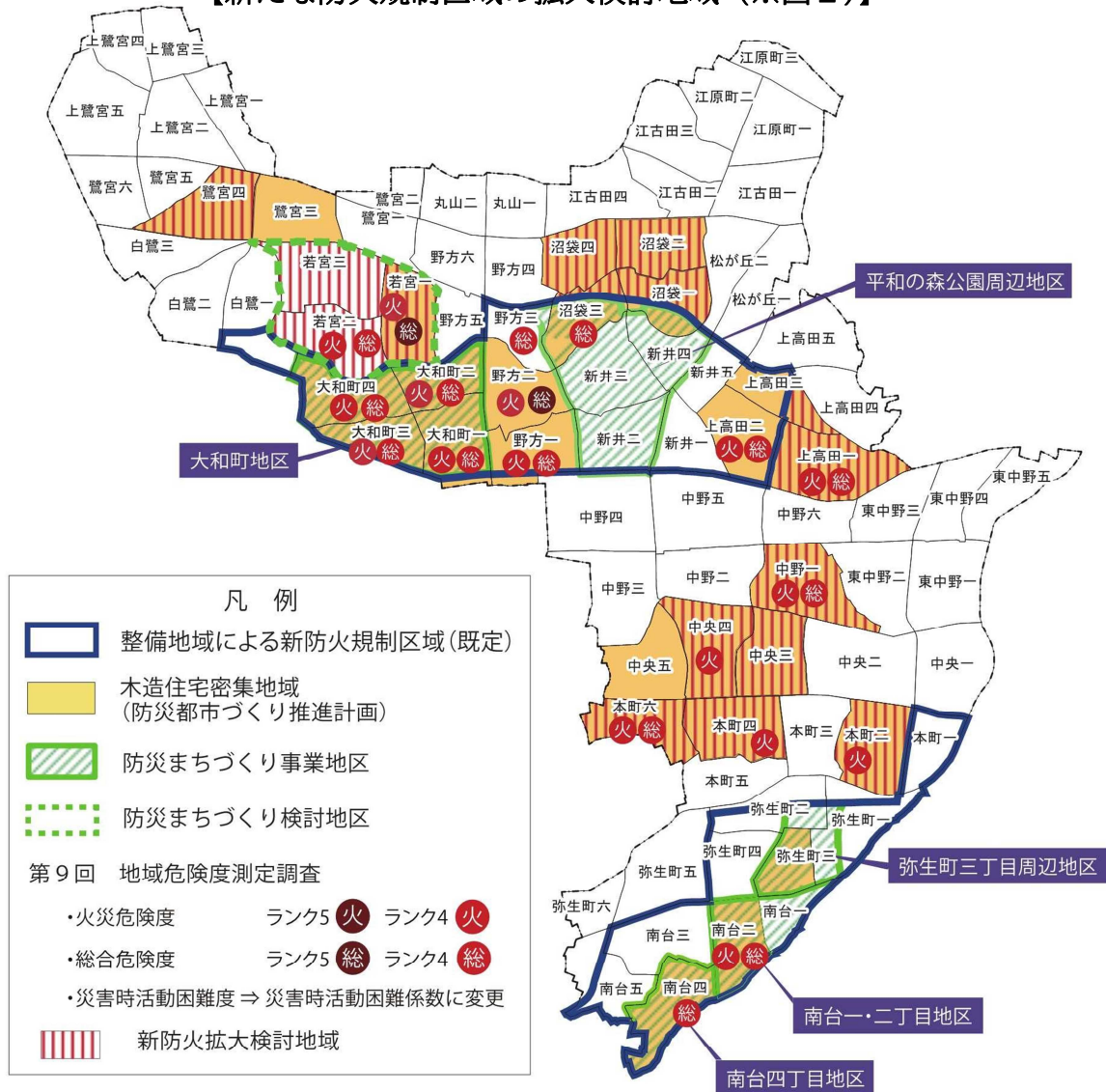
### ●準防火地域



### ●新たな防火規制区域



## 【新たな防火規制区域の拡大検討地域（※図2）】



出典：「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）（東京都）」（令和4年9月）  
「防災都市づくり推進計画（東京都）」（令和2年3月）

## 2 今後のスケジュール

- 令和4年度末 区域検討案作成
- 令和5年度 第2四半期 地域説明会実施
- 第3四半期 都市計画審議会報告
- 令和6年度 第1四半期 施行